

## 下諏訪町観光振興局

## 観光事業者等経営支援金

新型コロナウイルス感染症による影響に伴い、業績が著しく落ち込んでいる宿泊事業者及び主に観光客に対して商品やサービスを提供する観光事業者等に対して支援金を支給します。

次のいずれかに該当する町内事業者が対象となります。

宿泊事業者	旅館業法による許可を受け、下諏訪町内において旅館・ホテル及び簡易宿所を営業する事業者です。ただし、一般の観光客が宿泊できる施設に限るので、企業の保養所、研修所、厚生施設等は対象外となります。
観光事業者	主に観光客に対して商品やサービスを提供する下諏訪町内の事業者(タクシー事業者、貸切バス事業者、土産物店、観光案内業(ガイド)、通訳案内業、日帰り温泉、旅行業、旅行業者代理業、博物館、美術館等)となります。
飲食店事業者	食品衛生法の規定により飲食店営業の許可を受け、下諏訪町内で飲食店を営業している事業者です。ただし、常設の店舗を有して営業している事業者に限ります。

## 下諏訪町観光振興局 観光事業者等経営支援金

支援金額 (給付額)	一律 10万円	
申請期間	令和2年6月15日(月)～令和2年7月31日(金)	
申請書類	以下の申請書類をそろえて申請窓口まで提出ください。 (1) 下諏訪町観光振興局 観光事業者等経営支援金交付申請(請求)書 (2) 営業活動を行っていることがわかる書類 (3) 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し(見開きページ) (4) 免許証又は保険証等の写し	
	<table border="1"><tr><td>【法人】 ①直近の法人町民税確定申告書の写し ②直近の経理帳簿の写し</td><td>【個人事業主】 ①直近の所得税確定申告書第一表の写しまたは町県民税申告書の表面の写し ②直近の経理帳簿の写し</td></tr></table>	【法人】 ①直近の法人町民税確定申告書の写し ②直近の経理帳簿の写し
【法人】 ①直近の法人町民税確定申告書の写し ②直近の経理帳簿の写し	【個人事業主】 ①直近の所得税確定申告書第一表の写しまたは町県民税申告書の表面の写し ②直近の経理帳簿の写し	
提出先	下諏訪町観光振興局 〒393-0015 長野県諏訪郡下諏訪町 3289	

詳細については、町ホームページまたは下記の相談窓口へお問合せください。

## 観光事業者等経営支援金の申請窓口 土・日・祝日を除く 午前9:00～午後5:00

## 下諏訪町観光振興局

電話 0266-78-0023(専用) FAX 0266-27-1339 メール s-kyoukai@shimosuwa.or.jp

## 下諏訪町産業振興課

電話 0266-27-1111(271,272) FAX 0266-28-1511 メール kankou@town.shimosuwa.lg.jp